

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案等に対する提出意見
—令和7年度の接続料の改定等—
(意見募集期間:令和7年1月22日(水)~同年2月20日(木))

意見提出者一覧
計16件(法人:12件、個人:4件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	日本テレネット株式会社
4	株式会社ネクスウェイ
5	個人C
6	個人D
7	株式会社ファーストストラテジー
8	株式会社トランザクト
9	中部テレコミュニケーション株式会社
10	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

11	アルテリア・ネットワークス株式会社
12	一般社団法人 テレコムサービス協会
13	KDDI株式会社
14	ソフトバンク株式会社
15	楽天モバイル株式会社
16	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

1 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

該当箇所	御意見
令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（総論）	令和5年度の接続料の改定において将来原価方式により算定され申請・認可された3か年度分の接続料は、低廉化していく見込みであったにもかかわらず、3条許可に基づく乖離額調整の結果、令和6年度に引き続き、令和7年度においても上昇しています。さらに、その差額は、令和6年度では認可済接続料から+31円～+43円程度の上昇であったところ、令和7年度では認可済接続料から+87円～+121円程度の上昇となっており、大幅な乖離が生じていることから、接続事業者にとっては極めて甚大な影響が生じているところです。 加入光ファイバについては、制度上、接続事業者の予見性を確保する必要があるとされているため、複数年度（今次算定期間は令和5年度から令和7年度までの3年間）について、年度ごとのコストと需要を予測する将来原価方式で算定されています。しかしながら、今般の乖離額調整においては、申請接続料と認可済接続料で大幅な乖離が生じていることから、加入光ファイバ接続料の予見性は完全に失われていると認識しています。 他方で、ここ数年の加入光ファイバ接続料が上昇している局面において、NTT 東西殿は自社の経営上の数値をある程度予測可能であるのに対して、接続事業者は加入光ファイバ接続料の予見性がなくなっていることで、固定通信事業に限らず幅広く競争環境が変化し、通信市場全体に悪影響が及ぶおそれが懸念されます。 このため、次期算定期間（令和8年度以降）における加入光ファイバ接続料の算定の在り方について、算定方法の適正性や接続事業者の予見性を確保する観点から、早急に議論を行うべきと考えます。 （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（総論）	令和7年度の加入光ファイバ接続料におけるコスト上昇の要因について、設備管理運営費における道路占用料の上昇、報酬における国債利回りの上昇、接続に係る工事費に関する労務費・物件費・作業委託費の上昇など、いずれも令和6年度から引き続き上昇しており、今後もこれらの上昇トレンドが継続することが想定されます。 これに伴い、加入光ファイバ接続料の上昇トレンドが継続することで、低廉で多様なサービス提供につながる公正競争が阻害されることが懸念されるとともに、特定卸役務も含めたサービスの料金の上昇につながり、消費者負担を増大させる可能性があることと想定されることから、加入光ファイバ接続料は低廉化されることが重要であると考えます。 （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<総論> ・光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要なモバイル網やFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東」といいます。）殿・西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西」といいます。）殿の保有・提供する加入光ファイバの重要性は一層高まっていることが

	ら、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。 また、2025 年度の接続料における主な上昇要因については、路線価上昇による設備管理運営費における道路占有料の上昇、報酬におけるリスクフリーレートの上昇等があげられ、2026 年度からの次期算定期間の基となる 2024 年度についてもこれらの上昇が続いており、2025 年度以降もこの上昇傾向が継続することが想定されます。 ・そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)
(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	<総論> 光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH 等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備である NTT 東・西日本の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。 そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、接続料算定の更なる適正化、継続的なコスト削減等による接続料の低廉化を図る必要があると考えます。 (KDDI 株式会社)
接続料に関する予見性確保	加入光ファイバ接続料は、将来原価方式のもと、現状は将来も含め 3 年度分の接続料が申請されますが、その申請単金適用されている期間中は次期算定期間の接続料の予測が開示されていません。5G やブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、ますます加入光ファイバの重要性が高まる状況にある中、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」といいます。)及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西」といいます。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請(以下、「令和5年度将来原価認可申請」といいます。)時の加入光ファイバシングルスターの申請単金から、令和 6 年度は NTT 東日本で+43 円、NTT 西日本は+39 円、令和 7 年度は NTT 東日本で+106 円、NTT 西日本は+121 円と上振れる状況にあり、予測単金から乖離額調整により単金が大きく変動する場合には、接続事業者側の経営(予算の確保や事業計画)に大きな影響が生じるおそれがあります。このような接続事業者への事業影響を考慮し、予見性を高める観点から、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように NTT 東西においても毎年度 3 年度分の適用単金・予測単金を提示すべきと考えます。 この点について、令和 6 年度の接続料改定等に関する NTT 東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請(以下、「令和6年度認可申請」といいます。)意見募集において、「予測対象機能数に係る指摘については、指摘も踏まえて、NTT 東日本・西日本において課題と考える点を適切に説明し、その上で検討を進めていくことが適当」と

	の考えが総務省殿から示されていることから、総務省殿においては、NTT 東西殿に対し毎年度 3 年度分・予測単金を提示ができない理由の説明を求め、毎年度 3 年度分の適用単金・予測単金の開示をすべきかについて議論・検討をすべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)
加入光ファイバ接続料の予見性の確保	今回の乖離額調整は、昨年度と同様に道路占用料の上昇や国債利回りの上昇が理由とされていますが、このような、申請接続料から一度上昇した要因は翌年度にも影響することから、加入光ファイバ接続料の予見性を確保するため、NTT 東西殿におかれては、3か年度分の加入光ファイバ接続料の予測値を毎年度開示していただくことが適当と考えます。 これに関して、NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)の意見募集における再意見3の NTT 東西殿の「費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を大胆に推計するとしても予測と実態に乖離が発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある」との御見解については、現時点においても既に予測と実態に大幅な乖離が生じている状況を踏まえれば、例えば、ある程度の幅を持って予測を示す方法や、接続事業者自らが予測を行えるよう必要な情報を開示いただくなどの方法もあると考えます。 さらに、同意見募集の考え方3で「予測対象機能数に係る指摘については、指摘も踏まえて、NTT 東日本・西日本において課題と考える点を適切に説明し、その上で検討を進めていくことが適当」とされていることを踏まえ、具体的な課題に基づき、検討を行うことが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
加入光ファイバ接続料の予見性の確保	加入光ファイバ接続料に係る毎年度 10 月末の NTT 東西殿による情報開示について、今年度から新たに、分岐端末回線の接続料、光屋内配線加算額や残置回線の維持負担額の速報値についても開示いただきましたが、NTT 東西殿におかれては、これらについて、予見性確保の観点から、引き続き開示していただくことを要望いたします。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
令和 7 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<接続事業者の予見可能性の向上> ・将来原価方式に基づく令和 6 年度の接続料の改定等に関する意見募集(以下、「前回意見募集」といいます。)の際に当社から意見したとおり、接続事業者の予見可能性について、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表が必要と考えます。 この点については、将来原価方式に基づく令和 6 年度の接続料の改定等に関する答申(以下、「前回答申」といいます。)において、「次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT 東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当です。(※考え方2)」及び「予測接続料については、考え方2のとおり、次期算定期間に向けて、

	必要に応じ、検討することが適当と考えます(※考え方3)」との考え方が示されていることから、2026 年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を開始する必要があると考えます。 ・接続事業者の予見性確保の観点から、毎年 10 月末までに NTT 東・NTT 西による「加入光ファイバ予測接続料の翌年度の予測値」及び「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」が開示されていますが、今後も継続して開示していただきたいと考えます。なお、「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」については、今後も接続事業者の意見等を踏まえて開示対象の項目を適宜見直しされることを要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)
(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○次年度予測単金の開示範囲見直し NTT 東・西殿による取組みとして、毎年度 10 月末に開示いただいている「接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報」(以下、「予測情報」)は、翌年度の接続料改定に伴う影響を予見できる点において非常に有益な情報となっています。 令和 6 年 10 月に開示された予測情報では、令和 6 年度接続料改定に対する当社意見で要望したとおり、光信号分岐端末回線や光屋内配線加算額等の情報が追加で開示されたことで、予見性が更に向上しております。 そのため、当該取組については、令和 8 年度接続料の申請以降においても、引き続き対応いただくことを要望いたします。加えて、開示情報については、タイプ別に複数の接続料メニューが存在する場合(例えば、光屋内配線加算額)においては、誤認防止の観点から、タイプ名称等を明記いただくことを要望いたします。 (KDDI 株式会社)
加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の乖離額調整について	乖離額調整は第一種指定電気通信設備接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)第3条ただし書の規定に基づく例外措置であるにもかかわらず、当該乖離額調整は恒常的に実施されているところ、同様の乖離額調整の申請があった場合、当該措置を講じる理由及びこれを認める場合はその理由について、その都度情報開示が行われるべきと考えます。 (楽天モバイル株式会社)
①令和7年度の加入光ファイバーに係る接続料の改定等	FVNO 委員会は、「接続料の算定等に関する研究会」において、光ファイバーの接続料(以下、接続料という)と光サービス卸の卸料金(以下、卸料金という)については一定の連動性はあるべきと主張してきています。それに対しNTT 東西殿から「コスト(接続料相当額・営業コスト)の短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」との説明もあり、これまで接続料の値下げに連動した卸料金の値下げは行われてきていないと認識しています。また、近年の接続料の値上げにより、これまでの接続料の値下げ状況と卸料金の値下げ状況は若干の乖離差が縮まったものの、まだまだ値下げ状況は乖離していると認識しています。 光コラボの事業者数は 800 社を超えていますが、中小規模の事業者においては、他光回線だけでなく、ワイヤレスブロードバンド(ソフトバンク Air やドコモの HOME5G など)との競争環境も厳しくなっており、光コラボ回線の 2023 年度末のシ

	エアは、MNO が7割強を占めており、結果資本力がある企業に集中している寡占状態だと認識しているところであります。現在の卸料金では、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが難しく、光コラボレーションによる事業の継続に不安を抱えている事業者も存在します。 そのような状況も踏まえていただき、接続料の上昇が卸料金の値上げに繋がらないよう、また「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく、更なる卸協議の適正化に向けて、総務省殿において今後も継続的に注視いただくことを要望いたします。 (一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO 委員会)
令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<その他> ・今後も加入光ファイバ接続料が報酬額の増加等により上昇が続き、一方で光コラボレーションの卸料金の値下げが続く事態となった場合、コラボ事業者と接続接続事業者・自己設置事業者との間の公正な競争を歪めかねないと考えます。 そのため、総務省殿において、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金における接続料相当額との関係性やその動向について十分注視していただくことを要望します。 (中部テレコミュニケーション株式会社)
(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○設備の効率化 シェアードアクセス方式に係る新設工事費は、作業費や物品費等の上昇の影響を受け、NTT 東・西殿いずれも上昇(※1)しており、昨今の物価上昇の影響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されます。NTT 東・西殿においては、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、新設工事費よりも低廉な工事費(※1)が設定されている「光屋内配線の転用」を促進していくことが、設備効率化の観点から重要であると考えます。 本年 2 月 26 日から開始する光コラボレーション事業者とシェアードアクセス事業者間の光回線再利用スキームについては、「競争ルールを検証に関する報告書 2023」の考え方にて、「コスト面の障壁が低いと思われる事業者(大・中規模のISP 事業者、携帯電話事業者等)」については、利用者利便の確保等から、速やかに本スキームに参加することが適当」と示されております。 転用促進の観点から、特にシェアの高い大手事業者の参画が重要となりますが、大手の携帯電話事業者 2 社が、2 月 26 日の開始日には参画しないことが明らかとなりました。十分な準備期間はあったと認識しておりますが、どのような理由で開始日に参画できない事態が生じたのか、その理由等については説明が求められるとともに、「競争ルールを検証に関する報告書 2023」の考え方にに基づき、早期に参画いただくことを要望いたします。 (※1)例)平日昼間の場合の工事費 ()は前年度差 ・光屋内配線の新設工事費 - NTT 東殿: 15,455 円(+573 円)、NTT 西殿: 15,001 円(+615 円) ・既存の光屋内配線を転用する場合の工事費

	NTT 東殿:6,041 円(▲165 円)、NTT 西殿:6,463 円(▲198 円) (KDDI 株式会社)
(1) 令和7年度の加入 光ファイバに係る接続 料改定等	○加入光ファイバの残置回線に係る接続料・撤去工事費について 本年 2 月 26 日以降、新たに発生した残置回線(以下、「新規残置回線」)は、基本的な接続機能の原則どおりの算定と するため、残置回線の維持等に要する費用ならびに撤去に要する費用(撤去費用・未償却残高)は、当該回線を利用して いた接続事業者の個別負担から見直しが実施され、現用回線(分岐端末回線)の接続料原価に算入されることとなりました。 NTT 東・西殿においては、二本引きなど、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判 断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進によって設備の効率化に努めていただくことを要望いたします。また、接 続料の透明性確保のため、令和 8 年度以降の接続料申請時において、当該接続料原価に占める残置・撤去費用の内訳 を算定根拠として示していただくよう要望いたします。 なお、令和 7 年度の撤去に要する費用について、NTT 西日本殿の費用が NTT 東日本殿と比較して2倍程度高い料金 (NTT 東日本:9,660 円、NTT 西日本:18,137 円)となっています。NTT 東・西間の設備構成の違いによるところと推測しま すが、算定根拠(算定方法や費用の内訳等)について記載がないため、適正性・透明性確保の観点から、今次申請以降、当 該情報について算定根拠へ明示(今次申請分は算定根拠に改めて記載いただくか、接続事業者向けに個別に開示・説明 いただく等)いただく必要があると考えます。 本年 2 月 26 日より前に残置された回線(以下、「既存残置回線」)については、接続事業者ごとに現用回線・残置回線の 状況が異なること、再利用可能性が不透明であることなどから、引き続き接続事業者の個別負担とされていますが、既存 残置回線についても、新規残置回線と同様に再利用は可能であることを踏まえ、総務省殿においては、再利用の状況を注 視し、当該状況に応じて、基本的な接続機能の原則どおり、現用回線(分岐端末回線)の接続料原価に算入する形への見 直しについて検討いただくことを要望いたします。 (KDDI 株式会社)

(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○将来原価方式の算定方法見直し 加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では 3 年度)分の接続料が申請されておりますが、乖離額調整があり、近年ではリスクフリーレートの上昇に伴う自己資本利益率の上昇により、申請・認可済の接続料と実際に適用される調整後の接続料で、特に最終年度において乖離が大きくなる傾向があります。 次期算定期間(令和 8 年度以降)の接続料について、仮に今までとおり3年度で算定・申請された場合、令和 8 年度～令和 10 年度までの接続料が一旦認可されることとなりますが、引き続き、リスクフリーレートが上昇傾向にある中においては、乖離額調整により、令和 9 年度～令和 10 年度に実際に適用される調整後の接続料との間で大きな乖離が生じる可能性があります。そのため、必ずしも、十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。 接続事業者の予見可能性を向上させ、公正な競争環境を確保するためにも、毎年度、複数年度分の適用単金・予測単金を提示いただくことを要望いたします。 総務省殿からは、令和 6 年度答申考え方2にて、 ・次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見を踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT 東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当です。また、その際、意見にあるような加入光ファイバ接続料の予見性確保の在り方についても、必要に応じ、検討することが適当。 との考えが示されていることから、次期算定期間(令和 8 年度以降)の接続料算定に向けて、接続事業者の意見を聴取する等、ご検討いただくことを要望いたします。 (KDDI 株式会社)
加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組	NTT 東西殿による加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減については、さらなる取組を進めていただくよう要望いたします。 とりわけ、令和2～4年度における企業努力による更なる効率化・費用削減は、NTT 東日本殿が▲62 億円、▲57 億円、▲75 億円であり、NTT 西日本殿が▲75 億円、▲57 億円、▲81 億円であるのに対し、令和5年度における企業努力による更なる効率化・費用削減は NTT 東西殿がそれぞれ▲13 億円、▲51 億円と明らかに影響額が減少しており、加入光ファイバの需要が鈍化しているとのことであれば、さらなるコスト効率化・削減の取組の余地があると考えられます。特に NTT 東日本殿においては、管理・共通費が「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等による費用の増加」により、「結果的に費用が増加した」との報告があったとされていますが、これが一時的な増加ということであれば、その旨をあらかじめ御説明いただいた上で、中長期的に見て効率化・費用削減が達成されるのかどうかについても明らかにしていただくことが必要と考えます。

	また、NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）の意見募集における考え方 10 において「引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当」、「必要に応じて、新たな効率化の取組を検討することが望ましい」とされていることを踏まえ、さらなるコスト効率化・削減の取組に当たっては、NTT 東西殿が提供しているデジタル技術を活用した業務効率化やコスト削減に係るソリューション等の活用など、新たな取組を進めていただくことが適当と考えます。 （ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）
加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組	令和 5 年度将来原価認可申請時に出された指定設備管理運営費の令和 7 年度までの予測費用について、令和 5 年度の指定設備管理運営費と比べ、令和 6 年度、7 年度は NTT 東西殿ともに上昇傾向となっています。NTT 東西殿においては、将来原価方式に基づく令和 5 年度の接続料の改定等に際しての要請に基づき、加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組状況の報告がなされていますが、令和 4 年度における企業努力による更なる効率化・費用削減額（NTT 東日本殿：-75 億円、NTT 西日本殿：-81 億円）に対し、令和 5 年度の効率化・費用削減額は NTT 東日本殿で-13 億円、NTT 西日本殿で-51 億円と削減効果が減少しています。 特に、NTT 東日本殿に関しては、管理・共通費が「業務の全体最適化を志向した組織再編に伴う体制整備等」により前年度から 10 億円増加している旨の説明があり、また、NTT 西日本殿に関しても令和 3 年度、令和 4 年度において、「業務の全体最適化を志向した本社への業務移管・業務統合等を進めたこと」により同様に一時的に費用が増加した旨の説明がなされています。 令和 6 年度認可申請意見募集において、総務省殿から「引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当」、「必要に応じて、新たな効率化の取組を検討することが望ましい」との考え方が示されており、さらなる効率化が求められる状況である一方、上記の通り効率化・費用削減額は減少傾向にあり、一部では費用増加に転じている状況にあるため、NTT 東西殿においては加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組として報告されている内容も含め、指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただくとともに、取り組みの結果により費用が増加する場合には、その取り組みおよび発生費用の詳細、今後の費用への影響や削減効果も含め、接続事業者に対して説明すべきと考えます。 （ソフトバンク株式会社）
令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<加入光ファイバの設備保全費等> ・前回意見募集の際に当社から意見したとおり、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、NTT 東殿・NTT 西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を引き続き実施いただくよう要望いたします。 ・総務省殿からの要請に基づき、NTT 東殿・NTT 西殿においては 2023 年度から 2025 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされますが、今後も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要があると考えます。

	(中部テレコミュニケーション株式会社)
電柱・土木設備の費用	電柱・土木設備の費用の配賦について、NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)の意見募集における NTT 東西殿の再意見 13 で「メタルと光で共用するコストについては、接続会計整理手順書に記載の方法により適切に配賦計算しておりますが、今後はご指摘の通り光への配賦比率が大きくなっていくことが想定される」とあります。 しかしながら、メタル回線設備の縮退により、結果として仮に加入光ファイバ接続料が大幅に上昇することになるとすれば、メタル回線設備の縮退そのものの合理性や妥当性の観点から問題が生じうると考えられるため、電柱・土木設備の費用全体の効率化・削減等に取り組んでいただくよう要望いたします。 また、メタル回線設備の縮退に係る取組は長期間にわたると想定されること、メタルと光に係るコストの配賦比率が急激に変動することは加入光ファイバ接続料に与える影響が大きいと考えます。このため、配賦比率の予測を提示いただいた上で、銅価格が上昇する中で相応の規模になることが想定されるメタル回線設備(銅線)の売却益も活用しながら、加入光ファイバ接続料を低廉なものとするとともに予見性を確保するため、配賦比率は長期安定的なものとなることが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○設備の耐用年数見直しについて 電柱の耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第 5 回。平成 25 年 5 月 21 日)で検討された以降、現在に至るまで見直しは実施されておらず、28 年(※残存価格 5%までの到達年数)とされています。 昨年、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(令和6年度の接続料の改定等)」に対する意見及びその考え方(以下、「令和 6 年度答申」)において、 ・総務省においては、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT 東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当であり、それらの点について総務省に報告するよう、総務省から NTT 東日本・西日本に要請することが適当 である旨考えが示され、NTT 東・西殿に対し、令和 5 年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上でその見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを令和 7 年 3 月 31 日までに、総務省に報告することとする要請が出されました。 総務省殿においては、NTT 東・西殿の報告内容を速やかに検証・公表いただき、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、令和 8 年度の接続料改定において、耐用年数の見直しを反映した接続料を NTT 東・西殿に認可申請いただく必要があると考えます。 (KDDI 株式会社)

光ケーブルの耐用年数	光ファイバに係る耐用年数については、推計に用いる 7 つの関数をもとに架空光ファイバが 25 年、地下光ファイバが 30 年にそれぞれ延伸されましたが、各関数を用いた耐用年数の結果については非公表となっているため、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができず、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書(平成 30 年 10 月 2 日)においても、7 つの関数を基にした考え方が妥当であるとの結論には至っていません。 令和 5 年度将来原価認可申請意見募集において総務省殿からは、「総務省においては、非公表とすべき部分がある場合は、その必要性について、総務省及び NTT 東日本・西日本は適切に説明することが適当」との考え方が示されているため、NTT 東西殿は非公表とすべき理由の詳細を説明し、合理的な理由がない場合は一般公表すべきと考えます。 ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について、光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。 この点について、総務省殿からは令和 6 年度認可申請意見募集の中で、「メタル回線とどのような要因から耐用年数の差異が生じているか等の観点から、NTT 東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当」との考え方が示されていますが、光ファイバの利用実態等を踏まえ、事業会計・接続会計の適正性が確保されているかを接続事業者においても確認する観点から、総務省殿に対してだけでなく、接続事業者に対しても説明すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)
電柱の耐用年数	令和 6 年度認可申請意見募集において、総務省殿から「事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、電柱の利用実態等について、NTT 東日本・西日本に関連データ・見解を求めることが適当であり、それらの点について総務省に報告するよう、総務省から NTT 東日本・西日本に要請することが適当」、「この報告に係る情報については、総務省において、接続約款変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある場合を除き、一般公表することが適当」との考え方が示されているため、次年度の認可申請プロセスにおいて、総務省殿は NTT 東西殿に対して接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)等の場での説明を求めるべきと考えます。 その際に、NTT 東西殿が送配電事業における耐用年数(42 年)と異なる耐用年数が妥当との見解が示される場合においては、NTT 東西殿に対して差分が生じる理由の説明を求め、適切な耐用年数の在り方について議論すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)
令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<光ファイバ・電柱の耐用年数の見直し> ・接続料の適正性確保の観点から、NTT 東殿・NTT 西殿において、光ファイバケーブルや電柱の設備の利用実態の検証及び結果を公表していただいたうえで、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)

自己資本比率	令和 5 年度将来原価認可申請において、報酬は令和 5 年度から令和 7 年度にかけて上昇する予測となっており、原価に占める報酬の比率は、令和 5 年度将来原価認可申請前の令和 4 年度から令和 7 年度で NTT 東西殿ともに 5%前後上昇する結果となっています(NTT 東日本殿は 29%強から 35%弱、NTT 西日本殿は 24%弱から 29%弱に上昇)。また、令和 6 年度認可申請における乖離額調整では、NTT 東日本殿で+8億円、NTT 西日本殿で+14 億円、令和 7 年度認可申請における乖離額調整においては NTT 東日本殿で+39 億円、NTT 西日本殿で+50 億円報酬分として原価が加算され、ますます原価に占める報酬の割合が上昇しています。さらに、電柱・土木設備等の共用コストの上昇(メタル回線契約数の減少に伴い、メタルサービスとの間で契約数比により費用配賦される共用コストが加入光ファイバに配賦される比率が高まる)により、レートベース及び設備管理運営費等が増加し、接続料が上昇傾向にあり、今後 NTT 東西殿のメタルサービスの縮退により、加入光ファイバ接続料がますます上昇することが懸念されるため、次期将来原価算定までに以下の点について対応すべきと考えます。 ・『「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申(案)に対する意見及びこれに対する考え方』の総務省殿の考え方2-2-13「メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性があると考えます。このため、NTT において、メタル回線設備の縮退等に関する具体的な移行計画を早急に策定した上で、総務省において、必要な検証を行うことが適当と考えます。」の通り、早急な移行計画策定と競争事業者への計画及び、加入光ファイバ接続料への影響を開示すること。 ・接続料の算定方法の見直しについて研究会の場で議論・検討すること。特に、接続料算定上、レートベースの増加に伴う報酬の上昇の一要因は自己資本比率の高さであるため、現状の自己資本比率の算定の在り方が適切か否かの議論が必要。具体的には、令和 6 年度認可申請意見募集における総務省殿の考え方 18「次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT 持株会社との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当」のとおり、まずは NTT 持株会社殿と NTT 東西殿の資本調達の実態を明らかにし、現状の算定で用いる自己資本比率が適正な値か否かを確認、議論することが必要。 また、NTT 東西殿は NTT 持株会社殿の 100%子会社であり、NTT 持株会社殿から調達する自己資本及び関係会社借入金が増加・純資産の総額に占める割合は NTT 東西殿ともに 7 割(2023 年度期)と大半を占めていますが、これらに対して発生する資本調達コストは NTT 持株会社殿に対する利子や配当金で、市場に対して発生する資本調達コストではありません。すなわち、市場に対して発生したコストを正確に反映していないと考えられ、これらの項目に関しては、市場に対して実際に発生した資本調達コストを加味する観点から、NTT 持株会社殿の資本構成を考慮し調整すべきと考えます。
--------	--

	なお、加入光ファイバ接続料のみならず、ドライカップでは NTT 東日本殿は前年度比+18.9%、NTT 西日本殿は前年度比+19.7%、中継ダークファイバでは NTT 東日本殿で前年度比+26.9%、NTT 西日本殿は前年度比+29.7%と報酬が上昇しており、早急に現状の自己資本比率の算定の在り方を議論が必要と考えます。 (ソフトバンク株式会社)
報酬（自己資本比率）	加入光ファイバ接続料における報酬の在り方について、NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和6年度の接続料の改定等)の意見募集における考え方 15 で「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当」とされたこと、さらに、同意見募集における考え方 18 で「意見で指摘されている個々の論点も含め、今後、次期算定期間の加入光ファイバ接続料の検討に向けて、総務省及び関係事業者において、必要に応じ見直しを検討することが適当」とされたことを踏まえ、資本調達の実態を適切に反映する観点から、NTT 持株会社殿の比率を採用するなど、自己資本比率の見直しを検討することが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○報酬の算定方法見直しについて 近年の景気動向や金融政策の状況等により、令和4年度以降リスクフリーレート(10年ものの国債利回り)が上昇(令和3年:0.09、令和4年:0.3、令和5年:0.62)を続けていることから、令和5年度の報酬の実績において、NTT 東日本+39億円(※令和4年度:+8億円)、NTT 西日本+50億円(※令和4年度:+14億円)の乖離額が生じています。令和6年度も、リスクフリーレートは上昇傾向にあり、これに伴い自己資本利益率も今後益々上昇していくことが予想されます。 第一種指定電気通信設備の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものであり、適正な利潤は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものです。 現在、適正な利潤の算定については、NTT 東・西殿の資本構成比率に基づいて算定されておりますが、NTT 東・西殿がNTT 持株殿の100%子会社(非上場)であり、NTT 持株殿に資本の調達を依存していると考えられることから、令和6年度答申考え方 18(※)の通り、NTT 持株殿との関係における資本調達の実態を明らかにした上で、より適正な利潤を算定するため、例えば、実際の資本調達コストに近づけるために、NTT 持株殿の資本構成比率を参照するなど、算定方法の在り方について議論する必要があると考えます。議論の結果、算定方法について見直す場合には、令和8年度の接続料改定において、算定方法の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。 (※)(略)KDDI 意見については、実際費用方式の考え方からは、NTT 東日本・西日本が、NTT 持株との関係において、接続料算定上見込んでいる報酬より低廉なコストで資本調達できている場合等には、その実態を考慮した算定方法も含めて

	検討することが適当と考えます。次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法に係る議論においては、NTT 持株との関係における資本調達の実態について、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当と考えます。 (KDDI 株式会社)
加入光ファイバの接続料の算定①	3 年ごとに算定された額に対する毎年の乖離調整額の推移をみますと、その乖離の幅が年々大きくなっているようです。その要因として「設備管理運営費」よりも自己資本利益率の変動幅が大きくなることによる報酬の乖離による影響が大きくなっていると認識しています。 昨今のコロナ禍による影響のように比較的短期間に景気が大きく変動してしまう場合、報酬額の増減の影響が接続料の額に大きく影響している実態がございます。 報酬額の算定に用いる自己資本利益率の対象期間を 3 年ないし 5 年としているところ、10 年程度の期間の平均値を用いるよう変更し、短期的な景気の変動に左右されにくい算定のしくみへの変更を検討することをご提案します。なお、本年 1 月 25 日に開催された NTT 東西殿主催の説明会において、当社質問への回答として理由の説明をいただいておりますが、算定根拠資料において明記することが必要であると考えます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
加入光ファイバの接続料の算定②	接続料の算定に用いられている各年度の期待自己資本利益率は、令和 5 年度から令和 7 年度までの説明資料によれば、令和元年度(以下、「R1」と記載します。)は 4.05%、R2 は 2.87%、R3 は 5.07%、R4 は 5.22%、R5 は 5.77%となっております。過去 3 年間の平均値として採用された値は、令和5年度接続料算定時は 5.07%、R6 算定時は 4.39%、R7(今回認可申請)時は 5.35%となっております。令和 5 年度の算定においては R1～R3 の平均値(4.00%)を採用すべきところ、R3 の値が R5 まで継続するとみなして R3 の値(5.07%)を採用されたと認識しておりますが、そのために R5 以降の加入光ファイバ接続料が NTT 東西共に 10%強の上昇となる一方、R5 以降は同水準で推移するとの申請内容となっております。ところが、令和 6 年度および令和 7 年度の加入光ファイバの接続料は、令和 5 年度に認可された料金から乖離が大きく上昇する傾向となっており、令和 5 年度算定時に 4.00%ではなく 5.07%を採用した効果が図れない状況です。本件について、NTT 東西殿においては定量的な説明、および総務省殿においては、その検証をお願いしたいと考えております。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
自己資本利益率 (CAPM 的手法における β 値)	自己資本利益率の算定で用いられる CAPM 的手法における β 値については、第 71 回研究会(令和 5 年 4 月 18 日)で示された、少なくとも日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株会社殿」といいます。)の β 値を上回ることではないことを念頭に従来の 0.6 から 0.566 に見直しが行われましたが、以下の通り、NTT 東西殿の事業リスクは NTT 持株会社殿の事業リスクよりも低いと考えられるため、NTT 持株会社殿の値よりも低い値を採用すべきと考えます。

	- FTTH サービスの契約数は 2024 年度第 2 四半期時点で 4,072 万契約(うち NTT 東西殿の契約数は約 2,350 万契約) *1 に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請における NTT 東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。 - 第 70 回研究会(令和 5 年 3 月 30 日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT 社」といいます。)の β 値について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。Vodafone や TalkTalk などの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーは BT 社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT 社における最もリスクが低い Openreach の β 値は英国通信プロバイダーの適用 β 値よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用 β 値を上回る可能性は低いことから、BT 社全体の β 値や Vodafone や TalkTalk 等の移動通信事業者の β 値よりも低い値としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者は FTTH のみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT 社における最もリスクが低い分類(Openreach)に該当すると考えられることから、NTT 持株会社殿の β 値よりも低い値になると考えられること。 *1 総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和 6 年度第 2 四半期(9 月末))の数字を参照 *2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021–26 Annexes 1–26 A21. Cost of capital for the relevant services (ソフトバンク株式会社)
報酬(自己資本利益率)	加入光ファイバ接続料については、2006 年頃から低下傾向であったリスクフリーレート(10 年ものの国債利回り)が近年大きく上昇しているという経済情勢の急激な変化によって、今般の乖離額調整では NTT 東日本殿で+39 億円、NTT 西日本殿で+50 億円となっており、接続料原価の大きな増加要因となっています。 このため、経済情勢の急激な変化による加入光ファイバ接続料に与える影響を平準化するため、「期待自己資本利益率」の算出の対象期間をより長期にすることが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
報酬(自己資本利益率)	報酬の算出方法のうち「期待自己資本利益率」において用いられているベータ値(0.566)について、固定通信事業のリスクの評価、他のインフラ企業(鉄道、電力、ガス)との比較、諸外国の事例等も踏まえ、今後、NTT 持株会社殿の株式データを用いることの妥当性の観点から、より低い値への見直しを検討することが適当と考えます。

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
報酬(自己資本利益率)	報酬の算出方法のうち「主要企業の平均自己資本利益率」において用いられている長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムについて、1952 年～2022 年の値である 8.8%が適用されているところ、1952 年からの推定結果は異常値とする考え方がヒストリカル法による推定の中でも一般的な考え方として認められていること等も考慮し、一層の適正性を確保する観点から、1955 年～2022 年の値である 7.6%を採用するなどの見直しを検討することが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
自己資本利益率の算定	接続料規則は接続料の上限を定めているものであり、上限値をそのまま採用することを許容しているものではないことから、採用される値が合理的であることの説明が必要とされたと認識しております。 本件は、令和6年 3 月 21 日情報通信行政・郵政行政審議会答申における考え方 20 においても、「接続約款変更認可申請時に算定根拠を添付させる趣旨に照らし、接続料の透明性を向上させる観点から、今後、期待自己資本利益率として省令上の上限値を採用する理由が算定根拠に明示されることが適当と考えます。」とされているところ、今回申請された NTT 東西殿の資料には説明がないように見受けられます。 当該説明は料金算定根拠の資料に明記され、意見募集の対象として関係事業者等の意見を聴取した上で、その適切性が審査されることが妥当であると考えております。 同答申の考え方 8 においても、「なお、アルテリア・ネットワークス再意見の後段については、総務省において、認可に際して適切に審査することが適当と考えます。」とされており、接続料算定ルールに沿った運用が適切に実施されることを期待するものです。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
令和 7 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等	<報酬の見直し> ・「接続料の算定等に関する研究会」の議論結果を踏まえ、2024 年度接続料の認可申請以降、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しがなされ、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、レートベースの増加に加え、リスクフリーレート上昇に伴う報酬増や自己資本比率増(NTT 西殿)に伴う報酬が増加しています。 〔NTT 東殿報酬額:2023 年度予測値 603 億円→2023 年度実績 642 億円+39 億円(+6%)〕 〔NTT 西殿報酬額:2023 年度予測値 405 億円→2023 年度実績 455 億円+50 億円(+12%)〕 ・NTT 東殿・NTT 西殿の加入光ファイバ接続料は、その原価のうち報酬額が NTT 東殿で約 35%、NTT 西殿で約 30%を占めており、以前として報酬が占める割合が大きく、報酬額の動向が接続料水準に大きな影響を与えている状況となっています。 ・今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬増に伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念されます。

	そのため、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続してβ値や自己資本比率の見直し等を含めて様々な視点（例：【他役務料金の認可申請時の自己資本比率】鉄道運賃・電気料金：30%固定、ガス料金：35%固定）から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望いたします。 ・また、前回答申において、「報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、必要に応じ見直しを検討することが適当と考えます。（※考え方 15）」との考えが示されていることから、2026 年度以降からの次期算定に向けてより具体的な検討を開始する必要があると考えます。 （中部テレコミュニケーション株式会社）
光回線の未利用芯線	加入光ファイバの未利用芯線に関しては、研究会第四次報告書(令和2年 9 月 25 日)において、「時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要であり、そのため当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当」と整理されている通り、NTT 東西殿のレートベースの算定に用いる正味固定資産価額が事業全体の真実かつ有効な資産のものと言えるかどうかを確認する観点で、引き続き調査を実施することが重要と考えます。 また、調査方法に関しては、研究会第四次報告書(令和 2 年 9 月 25 日)において「NTT 東日本・西日本においては、現行の NTT 東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計 6 ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実体把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」と整理されている通り、実態把握の強化に向けた取り組みについても、継続して検討が行うことが必要と考えます。 （ソフトバンク株式会社）
加入光ファイバの未利用芯線について	『「接続料の算定等に関する研究会」第四次報告書』(令和2年9月 25 日)において「加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書で示されたとおり、今後も調査を行い、時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性を検証し続ける必要」(P73)があるとされたにもかかわらず、同研究会における議論は依然として進捗しておらず、接続事業者への詳細な情報開示も行われていないところ、本件に関する議論を早急に進めて頂きたいと存じます。 （楽天モバイル株式会社）
収容率・光配線区画	シェアドアクセス方式の加入光ファイバで主端末回線に設定される接続料は、主端末回線1芯線ごとに設定されているため、接続事業者にとって、1芯線の主端末回線に収容する契約者が1人であっても8人であっても、契約者数に関わらず同額の負担が必要であることから、特に、収容率が低い状態から特定の地域等において後発で市場参入する場合には、光配線区画における収容率を向上させることがブロードバンド市場における競争力を高めるために決定的に重要です。 公正競争を確保するためには新規参入の促進を図ることが極めて重要と認識していますが、後発で市場参入する事業者は、当初、収容率が低い状態に置かれるとともに、後発で市場参入する事業者が収容率を2以上にするためには、サー

	ビスに対する認知度の低い状態から様々な営業・販売活動を通じた顧客の獲得の取組等のために一定の期間が必要となることから、既存事業者との競争上、極めて不利になると考えます。 主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されていることから、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成 27 年9月 14 日情報通信審議会答申)において、「NTT 東西が既存の光配線区画の見直しや接続事業者向け光配線区画の新設等の取組を進めることは、(中略)他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と位置付けられるものである」と指摘されていることから、公正競争を確保するため、光配線区画の統合を進めていただくことは必須と考えます。 しかしながら、NTT 東西殿から総務省殿に報告されている光配線区画の状況によれば、NTT 東西殿ともに「光配線区画数」は増加しており、また、令和5年末で「光配線区画あたり分岐端末数」は NTT 東日本殿(15.5 回線)と NTT 西日本殿(8.2 回線)で大きな差があるなど、公正競争上の問題がある可能性が否定できないことから、これらの数値の内訳(接続と特定卸役務など)や背景・理由等の情報について開示いただくほか、総務省殿において光配線区画の適正性や公正競争上の問題がないか検証いただくことが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
加入光ファイバ等の提供遅延	加入光ファイバの提供遅延については、エリア毎の納期回答の逼迫状況開示手続を接続約款で定めることとされましたが、総務省殿におかれては、納期に関して接続と特定卸役務で公正競争上の問題となる差異がないか、検証いただくことが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
加入光ファイバ等の提供遅延	加入光ファイバの提供遅延を解消するためには、主端末回線が既に開通していることが重要であることを踏まえれば、光配線区画の統合が有効な方策であることから、NTT 東西殿におかれては、引き続き、光配線区画の統合の取組を進めていただくことが必要と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上	NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費については、情報開示手続や開示する情報が接続約款に規定されることとされましたが、情報開示により透明性を確保しつつ、事業者間協議等を通じ、経費の低廉化が図られることが本質的に重要と考えます。その観点から、NTT 東西殿におかれては、機能を詳細に区分して示していただいた上で、「開発規模に関する情報」としてはその詳細な機能ごとに開発規模を開示いただくことが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)
指定電気通信設備に関連する情報システム	『「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書」(令和6年9月)において示された接続関連システム経費に関する情報開示の在り方を踏まえ、「開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別」等に関する情報提供の規定(NTT 東西殿それぞれの改正後の接続約款第 99 条の 15)が加えられたことは評価できると考えます。

に係る情報の提供について	他方、接続事業者間協議を更に円滑化するためには、協議のルール化のみでなく、NTT 東西殿による詳細な情報開示が必要であると考えます (楽天モバイル株式会社)
メタル回線設備の縮退による加入光ファイバ接続料等への影響	令和7年2月3日に情報通信審議会に取りまとめられた「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」についての最終答申において、メタル回線設備の縮退に関する移行計画に関し、NTT 殿が早急に策定し、総務省殿において有識者や関係事業者等の意見も聴きながら検証することとされましたが、最終答申(案)の意見募集における考え方2-2-13で「メタル回線設備の縮退は、加入光ファイバ等の接続料への影響を含め、多様な関係者に影響を与える可能性がある」と示されたことも踏まえ、加入光ファイバ接続料の在り方を検討するため、今後の加入光ファイバ接続料の中長期的な予測をNTT 東西殿からお示いただくことが必要と考えます。 なお、撤去されたメタル回線設備(銅線)の売却益については、銅の価格が上昇していることも踏まえれば相応の規模となることが想定されます。このため、メタル回線設備の売却益については、適切な会計処理を行う必要があります。また、メタル固定電話の既存利用者の移行に要する費用への充当等のほか、メタル回線設備の縮退によりコスト上昇が想定される加入光ファイバ接続料の低廉化を図るために活用することが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

2 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等

該当箇所	御意見
令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等	＜音声接続料に関する接続事業者の予見可能性の向上＞ ・「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」答申を受け、NTT 東殿・NTT 西殿から接続事業者に対して 2025 年度の音声接続料の 3 分換算の予測値が 2024 年 12 月末に開示がされましたが、今後も音声トラヒックの減少による接続料上昇が想定されることから、接続事業者の予見可能性を確保するために、遅くとも 2025 年 12 月までに NTT 東日本殿・西日本殿から 2026 年度の音声接続料の予測値を開示していただくことを要望致します。 ・なお、2024 年 12 月に NTT 東殿・NTT 西殿から開示された 3 分換算の予測値では、接続事業者で確度の高い影響額等の算定が難しい状況でした。「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」答申に関する答申において、「開示の内容については、接続事業者の予見可能性の観点から、NTT 東日本・西日本において、適切な方法を検討すべきと考えます。(※考え方 15)」との考え方が示されていることから、2026 年度の音声接続料の予測値の開示においては、1 通信ごと及び 1 秒ごとの単金を開示していただくことを強く要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)
別紙 1 概要 P12 NGN に係る需要予測	NGN に係る令和 7 年以降の需要予測が示されておりますが、対象となる市場動向、他の通信サービスの動向など、前提となる考え方をご教示いただきたく存じます。また予測における光電話ネクストの扱いにつき確認したく存じます。本件はコラボ事業者にとり重要な情報であり、NTT 東西殿の丁寧なご説明を要望いたします。NGN に係る需要予測は、今回収容局ルータと SIP サーバを対象にしているのでフレッツ光(ひかり電話ネクスト(光 IP 電話)を含む)やひかり電話の件数をベースとしていますが、接続料の算定等に関する研究会の卸料金検証におきましては NTT 東西殿はフレッツ光(ひかり電話ネクストを除く)のみの件数動向を説明されており、両者の数値に乖離があることから NGN に係る需要予測に使う数値をどちらかに一本化してはと考えます。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
①令和7年度の加入光ファイバーに係る接続料の改定等 音声接続に係る組合せ適用接続機能	今般、新たに追加される「組み合わせ適用接続機能」に係る接続料はメタル IP 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料を基にそれぞれのトラフィックによる加重平均によって求められるものであり、NTT 東日本及び NTT 西日本の音声接続料水準が増減するものではないと考えるところ、MNO から MVNO への音声卸料金に影響を及ぼすものではないと考えます。 この点、仮に「組合せ適用接続機能」が新設されたことが MVNO への音声卸料金の値上がりにつながった場合には、MNO と MVNO 間の競争に影響を及ぼす恐れがあることから、総務省殿においては市場の動向を注視いただくと共に卸協議における問題が発生していないか確認いただくことを要望いたします。 (一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO 委員会)

(1) 令和7年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○予測単金の開示継続・回/秒単金情報の開示 ※赤枠は委員限り 「IP 網への移行後の音声接続料の在り方 報告書」(令和6年3月28日)に基づき、令和7年1月～令和8年3月までの3分あたりの単金情報が令和6年12月26日に NTT 東・西殿から接続事業者に対して開示されましたが、事業予見性確保の観点から、来年度以降においても、引き続き認可申請前における予測単金情報の開示を要望いたします。 加えて、開示時期については、12月上旬頃までに実施いただくこと、3分単金の内訳としてセットアップ単金・秒単金の情報開示(※)を要望いたします。 (※)令和7年度の光 IP 電話接続機能の接続料は、令和6年度と比較してセットアップ単金が大きく上昇していますが、近年は平均通話時間が短い傾向にあり、3分単金と同じでもセットアップ単金次第で支払接続料が大きく変動するため。 (具体例) ・3分単金＝4.13614円(令和7年度 NTT 東日本の組合せ接続料) ① セットアップ単金＝1.6165円、秒単金＝0.0139976円 ※今回の申請単金 ② セットアップ単金＝0.635451円、秒単金＝0.019448272円 ※令和6年度加入電話・メタル IP 電話および光 IP 電話の平均値におけるセットアップ単金の値が今回の申請単金の3分単金に適用された場合を仮定 ・例) 70秒通話時の接続料() ① の場合＝2.596円 ② の場合＝1.997円 上記①②の例示ケースにおいて、3分単金は同額であっても、平均通話時間が3分よりも短い場合、接続料の支払額は3割程度大きくなります。そのため、予見性確保の観点から、セットアップ単金と秒単金の情報開示が必要であると考えます。 なお、事前情報の開示時期を前倒すことにより精度が下がる等の可能性は考えられるため、例えば、12月上旬頃までに開示を要望する事業者に対しては、その時点での条件を付した上で個別に開示するという方法も選択肢の1つと考えます。 (KDDI 株式会社)
音声接続に係る組合せ適用接続機能 県内 NGN(ひかり IP 電話接続機能)	今回申請された NGN の県内通信設備に係る接続料は、収容局ルータ及び SIP サーバについて令和7年から令和10年度頃にかけて大幅な更改が予定されていることから、4年3ヶ月(令和7年1月～令和11年3月)の複数年度の将来原価方式により算定されています。前回の令和3年の申請では算定期間は3年9ヶ月となっていたましたが、これよりも長い期間となっており、通信トラヒック及び報酬算定に用いるリスクフリーレートや自己資本利益率等の変動によっては大幅な乖離額が生じる可能性があるため、接続事業者への予見性を向上させるために NTT 東西殿において以下の3点を実施いただくことを要望いたします。

- ① 毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、2024 年度実績から実績収入及び実績費用と予測値との乖離の状況について開示すること。
- ② 新たな年度に関する実績値が明らかになった際に、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、NTT 東西殿においても 4 年 3 ヶ月の残余期間に関する適用単金・予測単金を更新し更新後の料金を適用すること。
- ③ 今回のように、複数年度の将来原価方式による算定が必要となるような大規模な設備更改が見込まれる場合は、毎年の接続料に係る変更認可申請時期等において、当該更改の内容と増加が見込まれる接続料原価の額及び予測単金について開示すること。

令和 7 年度の組合せ適用接続機能について、令和 6 年 12 月末に NTT 東西殿から接続事業者向けに予測値(3 分当たりの料金)が開示されましたが、令和 8 年度以降の同機能についても、接続事業者の予見性確保の観点から、予測値の開示が必要不可欠と考えております。

なお、以下の表の改定率で示したとおり、3 分当たりの料金のみでは実際の平均通話時間(例として 100 秒の場合を記載)との間に一定の差分が生じます。

事業者の事業計画等にとって予測値をより有用で正確なものとするため、当該開示の際には 3 分当たりの料金のみでなく、セットアップ単金および秒単金の各料金額について開示いただくことを要望いたします。

180 秒当たりの料金(円)	FY24 接続料金料金	FY25 組合せ適用接続料金	改定率
加入電話・メタル IP 電話接続料	9.11	4.01	-56%
光 IP 電話接続料	1.36	4.01	194%

100 秒あたりの料金(円)	FY24 接続料金料金	FY25 組合せ適用接続料金	改定率
加入電話・メタル IP 電話接続料	5.23	2.89	-45%
光 IP 電話接続料	1.13	2.89	156%

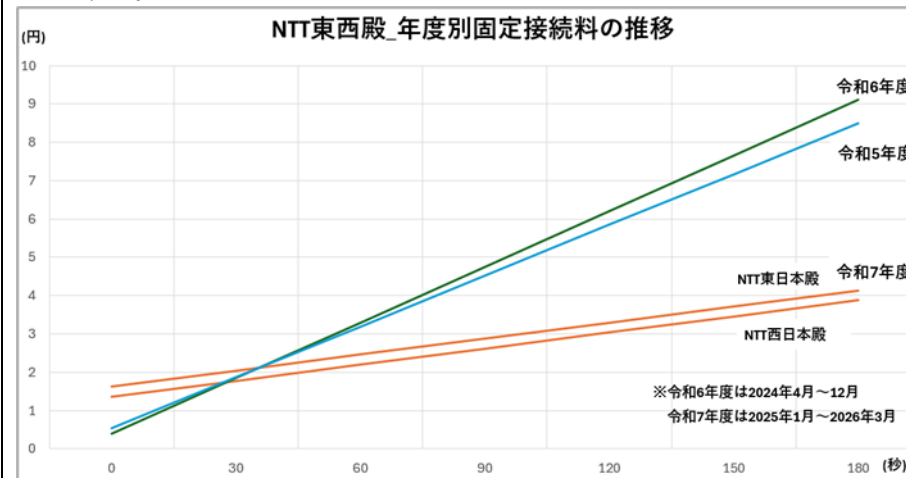
※NTT 東西殿の料金の平均値で試算
(ソフトバンク株式会社)

NGN の県内通信用設備に係る法定機能接続料について	今般の接続約款の変更認可申請において光 IP 電話接続機能の接続料が上昇しています。これは「平成 20 年の NGN 構築の際に設置を行った SIP サーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加したこと」(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明」(以下「申請概要」)P11)によるものと説明されているところ、NGN に依存せざるを得ない接続事業者も存在することから、当該更改投資の詳細についてご説明頂きたく存じます。また、NGN の更なる高度化に関する NTT 東西殿のランドデザインについてもご教示頂きたく存じます。 なお、NGN 県間設備に関する調達では入札が行われているものと推察しますが、その詳細について接続事業者では把握が困難であるため、入札の有無を含め、当該調達について情報開示が行われるべきであると考えます。 (楽天モバイル株式会社)
別紙1概要 P10 関門系ルータ交換機能網終端装置 (PPPoE 接続) (※) 1 装置 (網終端装置)ごと・月額 NTT 東日本 36.1 万円 (+49.2%) 24.2 万円 NTT 西日本 53.6 万円 (+88.7%) 28.4 万円	本件については ISP 事業者が利用する装置ではないとの認識ですが、接続料は東日本 49.2% 増、西日本 88.7% 増と大きく増加しており、今後間接的に光コラボ卸料金への影響が生じる事を懸念します。PPPoE 接続料は網終端装置数の減少により、接続料は上昇したものの容量単位ではコストが下がるものと理解していますが、これが正しいかどうかご確認いただければと思います。また、接続料等の算定に関する研究会におきまして当協会より要望しておりますが、公平性・透明性のもと情報の開示を要望いたします。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
(1) 令和 7 年度の加入光ファイバに係る接続料改定等	○光 IP 電話接続機能に係る乖離額調整について 光 IP 電話接続機能の接続料については、令和 7 年 1 月から令和 10 年 3 月までの 4 年 3 か月間の将来原価方式により算定され、現行算定期間中に生じた実績収入と実績原価の差分 (乖離額) は、次期算定期間 (令和 10 年度以降) で調整されることとなります。 透明性確保の観点から、現行算定期間において発生した乖離額については毎年度の接続料認可申請時に開示いただくとともに、乖離額が大きくなることが見込まれる場合は、次期算定期間において単年度の接続料で調整すると、接続料の大幅な変動が起こることが想定されることから、複数年度に分けて調整いただく等の対応を要望いたします。 (KDDI 株式会社)

令和7年度の音声接続料について

(1) 音声接続料の推移について

今般の接続約款の変更認可申請における音声接続料について、次のグラフのとおり、令和7年度の通話時間当たりの接続料は回数当たりの単金(切片)が上昇し、秒数当たりの単金(傾き)が下落するという形となっています。その背景として「平成20年のNGN構築の際に設置を行ったSIPサーバが保守維持限界を迎えることに伴う更改投資により、コストが増加したこと」(申請概要P11)が挙げられていますが、これは今般の申請のみに限定して係る特殊要因と考えてよろしいでしょうか。



(2) 東西格差について

「IP網への移行後の音声接続料の在り方 答申」(令和6年6月17日情報通信審議会電気通信事業政策部会)においては、「東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ(略)メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当」(P29)とされています。他方、今般の接続約款の変更認可申請においても、組合せ適用機能を適用した結果、NTT東西殿の間で接続料に依然として差異(東西格差)が生じる形となっていると認識しておりますが、このような差異が引き続き生じることになった理由についてご教示頂きたいと存じます。

(楽天モバイル株式会社)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000974.html ■別紙1 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000987312.pdf) 内『②令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等』に関する意見です。 具体的には以下が該当します。 P.15『令和7年度の音声接続料について』 右下「<u>音声接続料</u>」の<u>単金の金額</u> P.1『<u>接続約款の変更認可申請に係る申請日等</u>』4. 実施予定期日 「<u>接続約款の変更認可申請に係る申請日等</u>」 ※<u>一部の次世代ネットワーク(NGN)に係る機能等</u>については、令	【概要】 今回の接続約款の変更案については、料金面において公平性がなく、通話時間の短い利用において大幅な値上となります。よって中小・零細企業の事業、ひいては経済の活性化にマイナスインパクトを与える為、料金変更の段階的な実施を求めたく意見申し上げます。 【詳細説明】 今回申請された内容は、「音声接続料は組合せ適用接続機能」として設定されることになっています。令和6年度の加重平均値と比較すると、1回あたりの通話にかかるセットアップ料金が2倍以上、通話秒数に応じた秒課金料金は3分の2程度になっています。 これは従来に比べて、短い通話秒数の料金は高くなり、逆に長い通話秒数の料金が安くなるという構造の料金体系です。 この接続料が、NTT 東西以外の通信事業者の卸価格に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大幅な値上げ、通話が長い利用やサービスでは値下げという不公平な料金体系となり、一部のサービス利用者にとっては急激なコスト増加となり、一般消費者においても不公平感を与えるものになります。 通話秒数が短いサービスを扱っている事業者(例: 当社は FAX 配信事業で1枚当たり58秒程度)にとっては、通信コストの上昇に伴い顧客に料金転嫁せざるを得ない状況となり、中小・零細企業での利用が根強いFAXという情報インフラを直撃し経済の活性化にマイナスインパクトを与えかねません。加えて、値上げ遡及精算も認可されるとなるとその影響は計り知れません。 よって遡及清算を加味した料金変更の段階的な実施を検討頂き、料金変更によるマイナスインパクトの緩和と、公平性のある対応が必要と考えています。 以上 (日本テレネット株式会社)
---	--

和7年1月1日(水)に 遡って適用	
	1. 意見の概要 別紙1内の『令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等』の中の『令和7年度の音声接続料について』、および『接続約款の変更認可申請に係る申請日等』の中の『4. 実施予定期日』に関する意見です。 今回の接続約款の変更は、FAX 送信をはじめとした情報通信インフラの発展、ひいては経済の活性化を阻害するものであり、料金変更の段階的な実施を求めます。 2. 理由 今回より音声接続料は組合せ適用接続機能として新たに設定されることとなりましたが、同様の加重平均計算をした令和6年度の値に比較し、1回あたりの通話にかかる料金(セットアップ料金)が2倍以上に、通話秒数に応じた料金(秒課金料金)は3分の2程度になっています。これは前年度に比べて、通話秒数が短い利用は高くなり、通話秒数が長い利用は安くなる料金体系です。 今回の約款変更後の接続料が、NTT 以外の通信事業者の卸料金に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大きな値上げ、通話が長い利用やサービスでは大きな値下げという非常にアンバランスな料金体系に経過措置なく急に変わることとなり、一部のサービス利用者には直ちに大きなコスト負担を与え、消費者に不公平感を与えかねないものとなっています。 特に、通話秒数が短いサービスでビジネスをしているサービス事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増えるため、顧客にそれに応じた料金を求めることとなります。この大幅な値上げは顧客のビジネスに甚大な影響を与えかねません。 また、値上げ遡及精算も認可されると、サービス事業者および顧客の事業計画にも大きな影響が発生することが懸念されます。 このように、非常に大きな変更になっていますので、料金変更の段階的な実施をして、遡及精算による影響も含めた影響全体の緩和が必要と考えています。 以上 (株式会社ネクスウェイ)
[1] 別紙1内	●意見の概要

→2 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等 →令和7年度の音声接続料について(15 ページ目) 「音声接続料」の金額に関して。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000987312.pdf [2] 別紙1内 →接続約款の変更認可申請に係る申請日等(1 ページ目) 「4. 実施予定期日」に関して。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000987312.pdf	今回の接続約款の変更は、FAX 送信をはじめとする情報通信インフラの発展、ひいては経済の活性化を阻害する可能性があります。 特に、FAX 送信を通常業務に活用している(活用せざるをえない)業種においては大きな費用面の負担を強いられることが予見されています。 そのため、料金変更を行わなくてはならない場合、数年間の据え置き措置など段階的に実施するよう求めます。 ●理由 今回の改定により、音声接続料が「組合せ適用接続機能」として新設されました。しかし、令和6年度の加重平均計算と比較すると、 1回の通話にかかる「セットアップ料金」は2倍以上に増加 通話秒数に応じた「秒課金料金」は約3分の2に減少 この結果、短い通話は割高になり、長い通話は割安になる料金体系となります。 この変更がNTT以外の通信事業者の卸料金に反映されることで、短時間の通話を利用するサービスでは大幅な値上げ 長時間の通話を利用するサービスでは大幅な値下げと、極端な料金変動が生じます。 経過措置なしに急激な変更を行うと、一部のサービス利用者に多大なコスト負担を強いるだけでなく、消費者の公平感を損なう恐れがあります。 現在、FAX 送信を軸に事業を行っていた企業は短時間の通話を前提とするビジネスを展開しております。これらの事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増加し、それに伴う顧客負担の増加が避けられません。この値上げは、顧客のビジネスにも深刻な影響を与えかねません。 インターネットを活用することで効率化するものでもなく、今回の変更によりただ費用負担の増加を受け入れるということになります。 さらに、値上げの遡及精算が認可されると、事業の継続ということにおいても大きな影響を及ぼしてしまいます。 このように、今回の変更は影響が非常に大きいと感じております。
--	--

	料金変更をせざるを得ないという場合は数年間の据え置き措置を含め、段階的に実施し、遡及精算の影響を含め、負担の緩和措置を講じるべきと考えます。 (株式会社ファーストストラテジー)
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明 ② 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等	今回の接続料の変更は、FAX 送受信を生業とする当社だけでなく、ひいては、その施行により情報通信インフラの発展、経済界に与える影響が大きく、発展を阻害する恐れがあります。 そのため、別記理由により1月1日にさかのぼっての施行・適用に反対します。 別記 接続料の変更が実行された場合、NTT 以外の通信業者の卸売価格に反映されることは確実であり、経過措置なく実行に移されると当社のような FAX 専用業者にとっては直ちにその回避措置を講ずる事が困難なため、経営を圧迫することは間違いない。 特に企業が取り扱う膨大な量の非構造化データの受発信業務を担う FAX の通信業者は、大企業ではなく我々のような零細のベンチャー企業が生業としているため、料金改定の影響を直接、強く受け、直ちに経営が圧迫されるリスクと常に隣り合わせでいる。 この改定が施行されると、大手通信業者の先端に置かれている我々のような零細な FAX 業者は顧客に価格転嫁することが難しく、大手通信業者と顧客との板挟みに合っ、ビジネスの継続が困難となりかねない。 また、トランプ2.0の混沌とした政治情勢の中に巻き込まれた我が国経済においても、その経済成長を下支える中小・零細企業は絶対に必要な存在であり、変化への対応が鈍いという理由だけで、切り捨て、見捨てることは避けるべきである 以上 (株式会社トランザクト)
■『2 令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等』の中の『令	1. 意見の概要 今回の接続約款の変更につきまして、コロナ禍後の経済回復を阻害するものであり、中小企業経営へのダメージが大きく、料金変更の段階的な実施を希望します。 2. 理由

和7年度の音声接続料について』に関する意見です。 15 ページ目「令和7年度の音声接続について」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000987312.pdf 該当箇所は以下の通り 右下「音声接続料」の単金の金額 ■『接続約款の変更認可申請に係る申請日等』の中の『4. 実施予定』 1 ページ目「接続約款の変更認可申請に係る申請日等」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000987312.pdf 該当箇所は以下の通り ※一部の次世代ネットワーク(NGN)に係る	今回より音声接続料の組合せ適用接続機能が新たに設定されることとなりましたが、既存値と比較し、1回の通話料金が2倍以上に、通話秒数に応じた通話料は3分の2程度の変更となっております。 今回の約款変更後の接続料が、NTT 以外の通信事業者の卸料金に反映されることを踏まえると、通話が短い利用やサービスでは大きな値上げ、通話が長い利用やサービスでは大きな値下げという非常にアンバランスな料金体系に経過措置なく急に変わることとなり、一部のサービス利用者には直ちに大きなコスト負担を与え、消費者に不公平感を与えかねないものとなっています。 特に、通話秒数が短いサービスでビジネスをしているサービス事業者にとっては、音声接続料の負担が大幅に増えるため、顧客にそれに応じた料金を求めることとなります。この大幅な値上げは顧客のビジネスに甚大な影響を与えかねません。 また、値上げ遡及精算も認可されると、サービス事業者および顧客の事業計画にも大きな影響が発生することが懸念されます。 このように、非常に大きな変更になっていますので、料金変更の段階的な実施をして、遡及精算による影響も含めた影響全体の緩和が必要と考えています。 (個人 B)
---	--

機能等については、令和7年1月1日(水)に遡って適用	
	3.11 の東日本大震災の際には、FAX が大活躍しました。 それは携帯やメールが送受信不能になったからです。 このように FAX は非常時に重要な役割を果たす為、これを衰退させるような大幅な値上げを行うべきではありません。 加えて、日本独自の送信手段であるため、傍受やハッカーなどの被害にあいにくいことも、FAX を存続させるべき理由です。 (個人 C)
別紙1 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000987312.pdf)内、「令和7年度の次世代ネットワーク(NGN)等に係る接続料の改定等」の「令和7年度の音声接続料について」	今回の接続約款の変更に、以下の理由から反対します。 1. 短時間通話利用者への不当な負担増 短時間通話の料金が大幅に上昇することになります。これは、特に短時間の通話を頻繁に利用する高齢者や低所得者にとって大きな負担となります。通話は依然として重要な通信手段であり、これを一方的に高額化することは社会的に不公平です。 2. 公共インフラとしての責任 日本の通信インフラの中心的な役割を担っており、そのサービスは国民にとって不可欠です。通信事業者としての社会的責任を考慮するならば、特定のユーザー層に過度な負担を強いる料金体系の改定は容認できません。 3. 競争環境の阻害 接続料の値上げにより、他の通信事業者が提供するサービスのコストも上昇し、結果として消費者に転嫁される可能性があります。これは市場の競争を阻害し、消費者にとって不利益をもたらす結果となります。 以上 (個人 D)

3 実績原価方式に基づく令和7年度の接続料の改定等

該当箇所	御意見
ドライカップの減損処理	平成 30 年以降、NTT 東西殿によるドライカップの減損処理は実施されておりましたが、ドライカップ回線の需要は前年度と比べて NTT 東日本殿は-6%、NTT 西日本殿は-9%と継続して減少しております。この傾向は今後も継続すると想定されることから、利用見込みが無くなった資産については NTT 東西殿において毎年度検討の上、すみやかに減損処理を実施すべきと考えます。

	また、NTT 東西殿から 2035 年目途にメタルサービスを廃止することが既に公表されており、ドライカット接続料や加入光ファイバ接続料への影響を与えるおそれがあるため、その具体的な計画を開示するとともに、ドライカット接続料や加入光ファイバ接続料への影響についても合わせて開示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)
中継光ファイバ接続料の算定根拠について①	2024 年度まで中継光ファイバの接続料は緩やかな下落傾向で推移してきたところ、2025 年度に大きく上昇しております。今回限りの一時的な事象なのか、継続的に上昇していく傾向となるのか、接続事業者の予見性が高まるご説明を希望します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
中継光ファイバ接続料の算定根拠について②	NTT 東西殿は、接続料改定の説明会において「需要増加に伴いコストも増加した」と説明されましたが、指定設備管理運営費は大きくは増加していないと認識しております。従って、2025 年度接続料が大幅に上昇した原因は主に報酬部分の増加にあると考えられ、電気通信事業法第 33 条 4 項 2 号における規定「接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること」の主旨から鑑みて、適正な姿と言えるのか疑問が残ります。原価の増減がない中で、報酬額が影響し、接続料が大きく増減することがない制度となるよう検討されることを要望致します。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)
工事費・手続費	今後も様々な理由により作業単金・工事費の増加が見込まれるところ、その影響を可視化・極小化するためにも、実際にこうした増加が生じる場合には、その要因及び増加額について情報開示が行われるべきであると考えます。 (楽天モバイル株式会社)
工事費・手続費	令和7年度における接続に係る業務に関する工事費・手続費について、その算定に用いる作業単金が人件費の増加等の影響により上昇しているところ、無派遣工事など開通時の手続の見直しにより、コスト効率化を図ることが適当と考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)

4 その他の事項

該当箇所	御意見
別紙1概要 P23、2.電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省	IPoE のゲートウェイルータの利用中止費の扱いについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(接続料規則平成 30 年 2 月 26 日附則 6 項)、すでに当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回申請があった IPoE のゲートウェイルータについては、速やかに本則通り計算すべきです。

令第6号)附則第6項に基づく許可申請 1. 専門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い(継続)	接続料の算定等に関する研究会 第六次報告書では、「NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴い、VNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。」とされていますが、今回の申請においては、NTT西日本においては単県POIの増設が完了したことをふまえ、第六次報告書にもありますとおり、「(全略)現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される 2025 年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当。」とありますとおり、原則に戻すべきと考えます。また、トラフィックが年々増大している今日、POIの増設、種別変更、ポート数の変動は例外的なものではなく、日常的な作業と考えられるべきで、その点でも利用中止費の経過措置は特段の事情とは言えず、廃止し各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE 方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)
特別損失について	NTT 西日本殿の申請において、能登半島地震に伴う特別損失への対処が令和7年度(令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月)の接続料に反映する形が取られています。その負担はサービス提供事業者に帰結するところ、南海トラフ地震等の大規模災害の発生の可能性が指摘される中、短期間での多額の処理など、当該事業者に過度な負担が生じることのないよう配慮頂きたく存じます。 (楽天モバイル株式会社)

5 その他

該当箇所	御意見
その他	「メタル回線設備の縮退が、NTT 東西のメタル固定電話の利用者だけでなく、競争事業者を含めて多様な関係者に影響を与える可能性がある」(「市場環境の変化に体操した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月3日情報通信審議会)P24)ことから、NTT 東西殿における現時点でのメタル回線設備の撤退時期及び既存利用者のサービス移行に関する具体的な情報を可及的速やかに開示頂きたく存じます。 また、今後その詳細を検討する際には、「PSTN マイグレーション」について情報通信審議会の電気通信事業政策部会に設けられた電話網移行委員会で議論されたように、公共の場において議論を行い、競争事業者を含む多様な関係者の意見を組み入れて頂きたく存じます。

	(楽天モバイル株式会社)
	利益率が低い都道府県は、行政職員や経済界等への広報が出来ておらず、都道府県民も不要と考えている方が多いケースと他の通信会社との競争が価格競争ができていないことが結論としてあると思います。 10Gbps がどれだけ生活を便利で豊かにしてくれるのか理解する方々が少ないと契約を引かないですし、他の通信会社の方が価格帯が安いので NTT を使わないというのが正直あると考えます。 利益率を上げる努力をされながら費用を上げないと同じように利益率が悪くなってしまいます。 そのような所も考慮して頂きたいです。 (個人 A)
	光回線市場の独占的状況と価格競争の不足 光回線市場は、主要なインフラを保有する事業者が限られており、特に NTT 東日本・西日本が大きなシェアを占めています。このような市場構造は、価格競争の不足やサービス多様化の遅れを招く可能性があります。実際、過去には NTT 東日本が FTTH サービス「B フレッツ・ニューファミリータイプ」の料金設定において、独占禁止法違反と認定された事例もありました。 地方における 10Gbps 光回線の優位性と生活へのメリットの理解不足 地方の行政、経済界、国民の間では 10Gbps 光回線の優位性や生活へのメリットが十分に理解されていません。高速・大容量の通信インフラは、テレワークの推進、オンライン教育の充実、医療サービスの遠隔提供など、地域の活性化や住民の生活向上に直結します。しかし、その重要性が十分に伝わっておらず、結果としてインフラ整備の遅れや利用促進の障壁となっています。 改善に向けた提案 競争環境の整備 公正取引委員会と総務省が連携し、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を策定しています。この指針を基に、事業者間の公正な競争を促進し、価格競争を活性化させる取り組みが必要です。 地方自治体への啓発活動 総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終収めりまとめ」では、高速回線の必要性を地方自治体に理解してもらうための制度設計が求められています。地方自治体や経済団体に対し、10Gbps 光回線の実装による地域振興や住民サービス向上の具体的事例を共有し、理解を深めるためのセミナーやワークショップの開催を提案します。

	国民への情報提供 高速通信インフラの利便性や生活へのメリットを国民に広く伝えるため、政府や関連団体が主催となり、広報活動や教育プログラムを展開することが重要です。 これらの取り組みにより、光回線市場の健全な競争環境の構築と、地方における高速通信インフラの普及促進が期待されます。 (個人 A)
--	--

以上